

付録第一（第五条関係）

前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。
法附則第二条第七項に規定する政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行つた場合とする。

附 則 **抄** **(平成七年一〇月一八日政令第三
五九号)**

(施行期日)

第一条 この政令は、電気事業法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成七年十一月一日)から施行する。

附 則 **(平成一二年六月七日政令第三
二号)** **抄**

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 **(平成一四年二月八日政令第二
七号)** **抄**

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 **(平成一六年三月二十四日政令第五
九号)** **抄**

この政令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成十六年四月一日)から施行する。

附 則 **(平成一七年六月一日政令第二
〇号)** **抄**

この政令は、施行日(平成十七年十月一日)から施行する。

附 則 **(平成二二年三月三一日政令第七
八号)** **抄**

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 **(平成二二年三月三一日政令第七
九号)** **抄**

この政令は、直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律附則第二条に規定する国庫債務負担行為が次に掲げる契約に係るものである場合における同条の規定の適用については、同条中「負担、平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担」とあり、同条第一号中「負担及び平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年度に支

出すべきものとされた国の負担」及び「負担、平成二十二年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十三年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担」とあり、同条第二号中「負担及び平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担」とあり、並びに同条第三号中「負担及び平成二十二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担」とあるのは、「負担」とある。

一般国道の新設、改築及び災害復旧以外の管理を効率的に行うために当該一般国道の管理に係る事務又は事業で相互に関連するものを一括して委託する契約

一級河川の管理を効率的に行うために当該一級河川の管理に係る事務又は事業で相互に関連するものを一括して委託する契約

二級河川の管理に係る事務又は事業で相互に

一級河川の管理を効率的に行うために当該一級河川の管理に係る事務又は事業で相互に

$$B = \sum_{i=1}^n B_i + D_i$$

Bは、電線共同溝の占用によつて支出を免れることとなる金額
B_iは、法第十一条第三項の規定による許可又は法第十一条第四項の規定による許可(占用することができる電線共同溝の部分の増加を伴う電線の種類若しくは数量の要更迭は電線共同溝を占用することができる道路の幅員に係るものに限る。以下同。)を受けた者が当該許可に係る電線を当該電線共同溝の存する道路の地下に自ら設置する必要がないことにより、当該許可を受けた日以後の度以降その占用することができる期間内の一年目の年度において支出を免れることなる道路の掘削及び埋戻しその他当該電線の設置又は管理に要する費用の額(当該電線共同溝を占用することにより当該許可を受けた者が当該電線の耐用年数の期間の末日のに追加的な設備が必要となるときは、これに要する費用の額を控除しない額)

mは、法第十一条第一項の規定による許可又は法第十一条第四項の規定による許可を受けた日から当該電線共同溝の耐用年数の期間の末日のに属する年度における応当日までの年率
rは、国土交通大臣が定める年利率